

埼玉県地域生活定着支援センター事業公募プロポーザル審査基準

1 審査方法

審査は、プロポーザル参加者（以下「参加者」という。）から提出された提案書及び見積書を基に、提案内容の優劣を書面審査することにより、業務委託候補者を選定する。

2 審査基準

- (1) 評価は審査委員審査による評価点を基に行う。
- (2) 審査委員審査による評価点は、審査員1人当たり50点満点、合計200点満点とする。
- (3) 「埼玉県地域生活定着支援センター事業公募プロポーザル実施要領」2(4)に定める委託料上限額を上回った見積書を提出した参加者は、失格とし、プレゼンテーションに参加できない。
- (4) 審査委員会による2(2)の審査の結果、評価点が200点満点中120点に満たない場合には、選定対象としない。
- (5) 審査委員会は、原則として、2(2)の評価点の最も高い提案をする事業者を最優秀企画提案事業者とする。評価点の最も高い提案をする事業者が複数ある場合などは、審査委員会で協議の上、最優秀企画提案事業者を選定する。
- (6) 埼玉県は審査委員会の選定を基に、総合的に判断して、当該事業の業務委託候補者を選定する。

審査委員審査に係る評価項目及び評価の視点

評価項目（配点）	評価の視点
1 業務の実施方針・実施手法 (20点)	<ul style="list-style-type: none">・事業目的の理解度・目標達成に向けた実施方針の明確性・実施手法の的確性・スケジュールの妥当性・提案内容の独自性
2 業務の実施体制 (30点)	<ul style="list-style-type: none">・実施体制・アウトリーチ（訪問活動）に関する手法・コーディネート業務に関する手法・フォローアップ業務及び相談支援業務に関する手法・被疑者等支援業務に関する手法・関係機関との連携及び地域ネットワーク強化